

11月は「建設業取引適正化推進月間」です

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところ
です。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成25年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行います。

主な活動内容としては、北海道開発局と北海道が連携し、不適正な取引が行われていないかの観点で営業所への共同立入検査を実施します。なお、立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等も併せて実施します。

そのほか、ホームページやポスター等を通じ、取引適正化の取組について広報等を行います。



「建設業法令遵守講習」を開催します

建設業取引適正化推進月間における活動の一環として、建設業法令遵守講習を開催します。

講習では、現在の建設業取引における様々な疑問点や問題点につき、関係行政機関等担当者が講師となって説明しますので、ぜひご参加ください。

開催案内

建設業法令遵守講習

日時：11月18日（月）15:00～17:00

場所：札幌第一合同庁舎2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目）

定員：100名

<講習概要>

- ①建設業における課題と元請・下請取引適正化について【北海道開発局】
- ②厚生年金保険への加入について【日本年金機構】
- ③消費税率等に関する経過措置について【札幌国税局】
- ④建設業に関する不公正取引及び不当な取引制限について【公正取引委員会】
- ⑤北海道における暴力団の状況及びその対策【北海道警察本部】

<申込み方法>

北海道開発局ホームページから申込書をダウンロードし、FAX又は電子メールでお申し込み下さい。

URL http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kensetu/minasama.html

○ FAX

「建設業法令遵守講習参加申込書」に必要事項を記載の上、建設産業課までFAXでお申し込みください。

○ 電子メール

メールの件名を「【講習】〇〇〇（企業等名）」とし、メール本文に「企業等名」「所在地」「電話番号」「FAX番号」「出席者名（役職・氏名）」「メールアドレス」を記載の上、kensan-seminar@hkd.mlit.go.jpまでメールを送信してください。

※ 当日は、公共交通機関をご利用ください。

※ 定員に達した場合は、参加をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

【お問い合わせ先】

国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課 TEL 011（709）2311（内線5893）

北海道開発局 事業振興部 建設産業課 宛
FAX 011-738-0235

建設業法令遵守講習 参加申込書

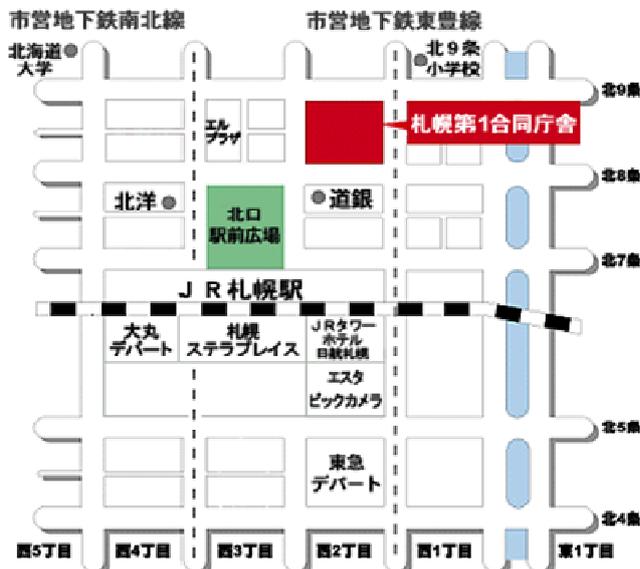
企業等名	
所在地	(〒 -)
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
出席者名	役職
	氏名

お申し込み期限 11月8日(金) 17:00まで

※定員に達した場合は、参加をお断りする場合がございますので、
あらかじめご承知置きください。

当日は、公共交通機関をご利用ください。

講習参加者用の駐車場をご用意しておりません。



【問い合わせ先】

北海道開発局 事業振興部
建設産業課

TEL:011-709-2311
(内線5893)